

第二十五号議案

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号及び第二十六条中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説明）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の改正により、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。